

一関市が実施する電子入札において例外的に「紙入札」を承諾する場合の取扱い等について（お知らせ）

R6.3.27現在 一関市総務課契約係

1. 総務課が執行している電子入札について

令和6年1月以降、制限付一般競争入札（市営建設工事）及び指名競争入札（市営建設工事・市営建設関連業務）は電子入札システムで執行していますが、次の2に該当する場合で、市の承諾を得た場合に限り、紙入札を行うことができます。（入札方法を選択できるものではありません）

2. 紙入札を承認するケースについて（入札心得 抜粋）

- ア ICカードの失効、破損等により当該ICカードを使用することが不能となった場合であって、ICカード再取得のため申請又は準備を行っている場合
- イ 天災、停電、プロバイダ若しくは通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等が発生し、電子入札システムを利用することができない場合
- ウ ア及びイに掲げる場合のほか、紙入札を行うことがやむを得ないと契約担当者が認める場合

3. 「紙入札」参加承諾願の提出期限等について

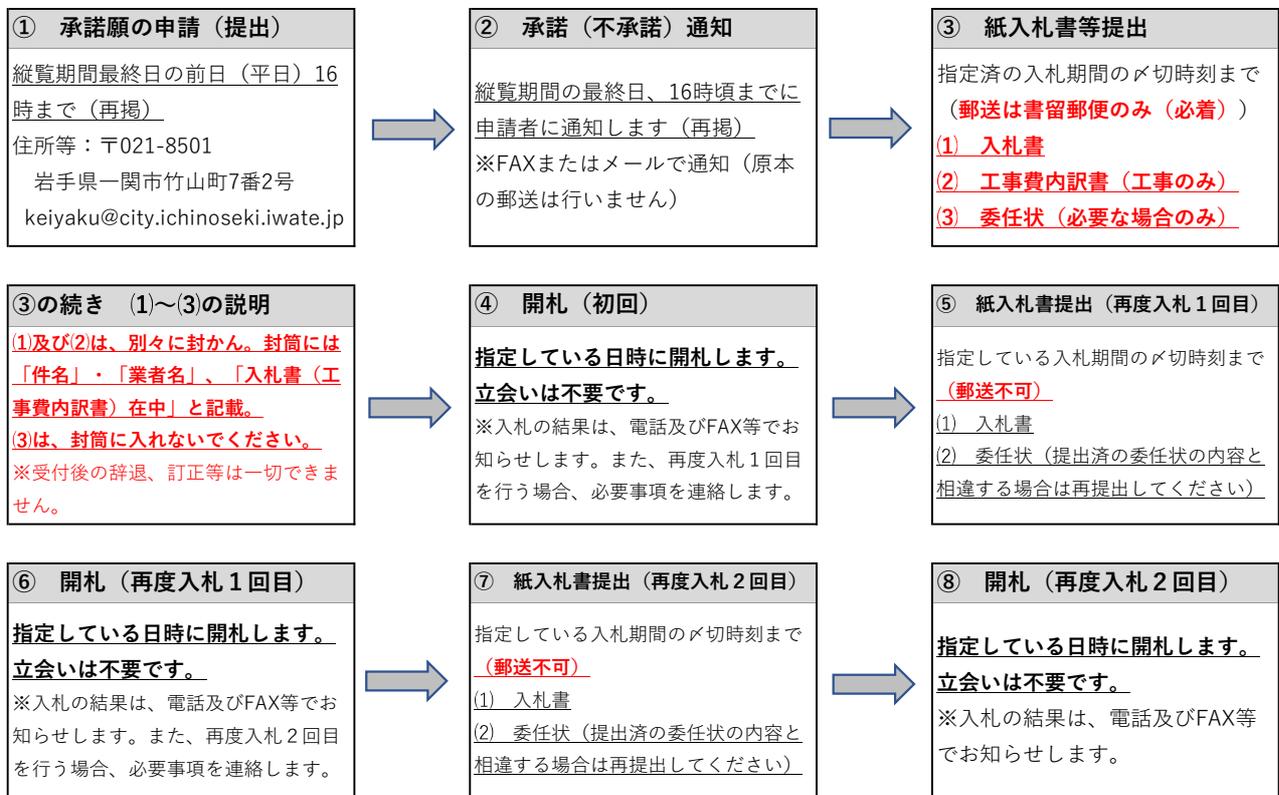
- ・ 設計図書縦覧期間最終日の前日（平日）16時まで（FAX、メール提出可…後日、原本を提出してください）
- ・ 承諾（不承諾）通知は、設計図書縦覧期間最終日（平日）16時頃までに通知します（FAXまたはメール…郵送は行いません）
（事前にご相談いただくとともに、可能な限り早めに提出願います。）

4. 「紙入札の流れ」等について

書類等提出先は、全て一関市役所（本庁）総務課契約係となります。

TEL：0191-21-8223（直通）

FAX：0191-21-2164



※ ③を郵便で行う場合、「書留郵便以外」の方法で送付された場合、無効としますので十分に注意してください。また、当郵便物は返送しませんのであらかじめ御了承願います。

※ ⑤以降は、再度入札1回目（再度入札2回目）を実施する場合の説明です。

※ ⑤または⑦の再度入札を辞退する場合、入札期間中に辞退届（任意様式）を提出（FAX可）してください。